

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第六十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行													
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号又は第八号に規定する工場又は指定作業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、<u>令和六年十二月十日</u>までは、改正後の条例別表第七 四の部(二)の款アの項の表及び同款イの項(ア)から(エ)までの表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 附則別表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場から排出される汚水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設を有する事業場については、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>4 から 6 まで （現行のとおり）</p> <p>附則別表</p> <table border="1" data-bbox="282 1254 1095 1404"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業種</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛含有量 （単位一 リットルに</td> <td>電気めつき業</td> <td>四</td> </tr> </tbody> </table>	項目	業種	許容限度	亜鉛含有量 （単位一 リットルに	電気めつき業	四	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号又は第八号に規定する工場又は指定作業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、<u>平成三十三年十二月十日</u>までは、改正後の条例別表第七 四の部(二)の款アの項の表及び同款イの項(ア)から(エ)までの表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 附則別表の中欄に掲げる業種（<u>下水道業を除く。</u>）に属する工場又は指定作業場から排出される汚水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設を有する事業場については、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>4 から 6 まで （略）</p> <p>附則別表</p> <table border="1" data-bbox="1167 1254 1980 1404"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業種</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">亜鉛含有量 （単位一 リットルに</td> <td>金属鋳業</td> <td rowspan="2">五</td> </tr> <tr> <td>電気めつき業</td> </tr> </tbody> </table>	項目	業種	許容限度	亜鉛含有量 （単位一 リットルに	金属鋳業	五	電気めつき業
項目	業種	許容限度												
亜鉛含有量 （単位一 リットルに	電気めつき業	四												
項目	業種	許容限度												
亜鉛含有量 （単位一 リットルに	金属鋳業	五												
	電気めつき業													

つきミリグラム)		
----------	--	--

備考 中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該工場又は指定作業場から排出される汚水の亜鉛含有量に係る規制基準については、下欄に掲げるものを適用する。

(削る)

つきミリグラム)		
	下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考二において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される汚水を受け入れているものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	

備考

一 中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該工場又は指定作業場から排出される汚水の亜鉛含有量に係る規制基準については、下欄に掲げるものを適用する。

二 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が二を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i$$

Q

この式において C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に汚水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する汚水の亜鉛含有量の通常値（単位 一リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に汚水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する汚水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

Q 当該下水処理場から排出される汚水の通常量（単位 一日につき立方メートル）